

寄付金控除について

平成 23 年 6 月 30 日、「所得税法の一部を改正する法律」の成立にともない、税額控除を選択できるという新制度が施行されました。証明を受けた公益財団法人に対し、個人が寄付金を支出した場合に、適用できるものです。

当協会は、平成 23 年 10 月 14 日に「税額控除」適用法人としての証明を受けました。これにより個人からのご寄付（賛助会費も含まれることになりました。）は従来の「所得控除」に加え「税額控除」の対象になり、いずれか一方の適用を選択できるようになりました。

新設の「税額控除」は、所得税額から寄附金額の一定額を直接控除する制度であり、「税額控除」を選択されると多くの場合所得税額が従来よりも少なくなり、「所得控除」に比べ寄附者にとって有利な制度となっています。

税額控除、所得控除の計算式 （2011 年 1 月以降のご寄付に適用されます。）

1. 税額控除

【寄付金控除（税額控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として所得税から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額} \times 1 - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額} \times 2$$

※1 寄付金額（賛助会費含む）が総所得金額の 40%に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

2. 所得控除

【寄付金控除（所得控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として所得から控除されます。

$$\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額} \times 3$$

※3 総所得金額等の 40%に相当する額が限度となります。

1 税額控除か 2 所得控除のどちらか有利な方を選択して下さい。

当協会の領収書と税額控除を受けられる法人である旨の証明書の写しをお渡しいたしますので確定申告時にご利用ください。

※詳しくは国税局にお問い合わせください